

職場長・評議員のみなさんへ

職場回覧をお願いします。可能ならば、増し刷りして組合員に配布してください。

発行

長野県教職員組合  
長野市旭町 1098



臨時休業中の教職員の在宅勤務  
に関する緊急要請 FAX速報

2020-10 2020. 4. 14  
HPにも掲載

## 県立学校では対象となる方は在宅勤務が可能に！ 教員は自宅での承認研修の活用を！

新型コロナウイルス感染症対策として、県内ほとんどの小・中・高・障害児学校の臨時休業が実施されることになりました。こうした中で「現在妊娠しているが、出勤すること自体が心配な中で学校が再開され、また臨時休校になる。とても不安」「健康上の不安を抱えて勤務しているが、在宅勤務（テレワーク）はできないのでしょうか？」などの相談が寄せられました。

そこで、県教組は4月9日書記長と女性部長で、県教委に対して、妊娠中の教職員からの感染症への不安について、現場からの声を届けました。続けて10日には、障教組、高教組とも連携し、休業中の在宅勤務について以下のような緊急要請を行いました。

- 1 休業期間中の職員の在宅勤務について、学校運営に支障が生じない範囲で職員の希望により認めること。この場合の運用はすでに行っている「新規採用職員への対応」に準じること。特に、基礎疾患のある職員、医療的ケアが日常的に必要な職員、妊娠中の職員については、在宅勤務を基本として対応すること。
- 2 学校再開後についても、基礎疾患のある職員等への対応を早急に検討すること。

県教委も「いのちを守るという観点で重要な指摘と受け止め、どんなことができるか研究し、至急対応したい」と回答しました。

緊急要請により、10日（金）に県教委より県立学校長あてに、「新型コロナウイルス感染症の感染防止のための在宅勤務の実施等について（通知）」が発出されました。これにより、障害児学校では、健康上の課題を抱えた方、妊娠している方は、【在宅勤務実施要綱】による必要な手続きを経て、臨時休業中に在宅勤務が可能となります。

また、市町村教育委員会あてには、「学校の臨時休業中において教育公務員特例法第22条第2項に基づき教員が研修（職専免研修）を実施する場合の留意事項について（通知）」が発出されました。これにより、小中学校・障害児学校では承認研修願を提出し、不要不急の外出を控える主旨を踏まえ、自宅での【承認研修】をすることができます。妊娠中の教員や基礎疾患を有する教員等だけでなく、教員は学校運営に支障がない範囲で活用することができます。なお、事務職員・栄養職員についても同様の対応ができるよう県教委に要求中です。

県教組は今後も現場の状況等を反映させ、要請・申し入れなどを行いますので、ご意見・ご要望をお聞かせください。

長野教職員組合 書記長 近藤

TEL 026-235-3700 FAX 026-234-6260

E-mail : [shokicho@ntu-net.com](mailto:shokicho@ntu-net.com)